

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会設置要綱（案）の制定について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第2条第1項第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

（担当部課：総合政策部区政情報課）

1 制定の趣旨

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について区長に建議することができることになっている（審議会条例第2条第2項）。その建議の要否、審議会委員及び区民からの要望内容に係る審議会への付議の要否など、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項を調査審議し、審議会に意見を述べる組織として、審議会に「新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会」を設置することとする（審議会条例第8条第1項）。そのため、運営小委員会の設置に係る必要な事項を定めるため、要綱を制定することとする。

2 制定の内容

別紙案（資料1）のとおり

【構成員】

4人の審議会委員（※1、2）により構成

※1・・・学識経験者（全件）、「①区議会議員、②区内各種団体の構成員、③区内居住者」のいずれかの者

※2・・・調査審議の事案ごとに、会長が運営小委員会委員を指名する。

3 施行日

本要綱を定めた日